

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学

日本学生支援機構奨学金 手続きマニュアル④-1

「返還手続きマニュアル」

このマニュアルは、「返還のてびき」とともに保護者にも必ず読んでもらってください。

【返還説明会用】

(11月)

(満期者)

目 次

I. 奨学金返還手続き	1
1. 奨学金返還について	1
2. 貸与奨学金返還確認票について	1
3. 返還開始について	2
4. 提出書類について	2
5. 提出締切について	2
6. 提出場所について	2
II. 特定の該当者のみの手続き	4
下記の項目に該当する場合にご覧ください。	
1. 第二種奨学金の利率を変更する方法について	4
2. 奨学金を繰上返還する方法について	4
III. 貸与終了後の各種手続きについて	5
IV. その他	6

I. 奨学金返還手続き

1. 奨学金返還について

奨学金は貸与されたもので、**必ず返還していかなければなりません**。万一、延滞（奨学金を返還しない）が3ヶ月以上続くと個人信用情報機関に延滞の個人情報が登録され、クレジットカードの利用が制限されたり、将来自動車ローンや住宅ローン等を組めなくなったりする場合があります。さらに一度登録されると、延滞が解消し返還がすべて完了しても5年間は登録されています。

また、延滞4ヶ月で返還の督促が始まります。長期間督促に応じない場合は、強制執行手続きにより給与や財産を差し押さえられることとなります。

以上のようなことにならないようくれぐれもご注意ください。

2. 貸与奨学金返還確認票について（詳細は返還のてびき P44～52 参照）

(1) 貸与奨学金返還確認票を確認し、印字内容に誤りがある場合は、学生指導課に申し出てください。変更する際の届出用紙を配布します。

届出用紙提出締切：1月12日（金）

①改氏名届…本人の氏名の変更

②住所変更届…本人の住民票の住所変更・連帯保証人、保証人、「本人以外の連絡先（機関保証）」の現住所変更
※携帯電話の番号の変更はこの用紙ではできません。（このマニュアルの P4 を参照）

③連帯保証人・保証人等変更届…連帯保証人、保証人、「本人以外の連絡先（機関保証）」の氏名の変更
連帯保証人、保証人、「本人以外の連絡先（機関保証）」の変更

※連帯保証人又は保証人が死亡又は破産等し、代わりの人が選任できない場合は、機関保証に変更できます。但し、貸与始期まで遡って保証料を一括納入となります。

(2) 1月12日（金）以降、上記の内容に変更等があれば、このマニュアルの P4 を参照してください。

(3) 人的保証の場合は、連帯保証人・保証人に「貸与奨学金返還確認票」を必ず見せてください。

(4) 第一種に加えて入学時特別増額（第二種）を借りた場合は、今回配布した「貸与奨学金返還確認票」に入学時特別増額は入っていません。実際の返還金とは違いますのでご注意ください。

3. 返還開始について

平成 30 年 10 月 29 日 (月)

- 返還開始約 1 ヶ月前に「奨学金返還の振替開始通知」が日本学生支援機構より届きます。口座振替により奨学金を返還していきます。**返還金を口座（通帳）に入金しておくのを忘れないように**しましょう。
- 本学入学前に、高校等で貸与された奨学金も今回の加入した口座から自動振替（指定した預金口座から毎月の支払を自動引落しする）となります。

4. 提出書類について（※次頁の申込手順及び記入例参照）

- **振替用口座加入申込書(預貯金者控)様式 3 のコピー（原本不可）**
※卒業後進学、繰上（一括）返還を希望する場合でも、**例外なく全員申込が必要です。**

5. 提出締切について **12 月 4 日 (月) 17:30 厳守**

6. 提出場所について 1 号館 1 階 学生部 学生指導課

<振替用口座（リレー口座）加入申込手順>

- ① 用紙（3枚複写式）にもれなく記入し、通帳作成時の印鑑を押印
- ↓
- ② 金融機関窓口にて用紙（3枚複写式）を提出（金融機関は平日15時まで、土日祝日は休日）
- ↓
- ③ 金融機関受付印「様式3（預・貯金者控）」を確認（様式3のみ受け取る）
- ↓
- ④ 様式3をコピーし、学生指導課に提出（A4サイズ・白黒で可）

【注意】
 <申込書用紙>
 (様式1.2)は金融機関に必ず提出
 (様式3)の原本は本人保管(返還完了まで)

【注意】
 <日付>
 申込日

【注意】
 <金融機関>
 通帳を作成した支店以外でも手続き可能
 <印鑑>
 金融機関届出印

【注意】
 <奨学生番号>
 誤記入すると金融機関への再提出が必要となります

様式1.2を持ち帰ると手続き完了になりません

<第一種、第二種両方借りた>
 第二種の番号を記入
 <第一種と入学時特別増額を借りた>
 第一種の番号を記入

<振替用口座加入申込 記入例> (詳細は返還のてびき P15~16 参照)

【注意】
 <ゆうちょ銀行>
 希望者のみ記入
 住所は
 ゆうちょ届出住所

【注意】
 <その他の金融機関>
 希望者のみ記入
 住所は
 金融機関届出住所

【注意】
 全員記入
 <住所>
 卒業後確実に郵便物が届く住所記入
 <勤務先>
 内定者のみ記入

進学する場合のみ
 「在学」にチェック

II. 特定の該当者のみの手続き…下記の項目に該当する場合にご覧ください。

1. 第二種奨学金の利率を変更する方法について

用紙があります。希望者は早急に学生指導課奨学金受付に申し出てください。

- 第二種奨学金『利率の算定方法』変更届 学内提出締切：11月24日(金)

※人的保証の場合、連帯保証人と保証人の自署・実印押印、印鑑証明書の添付が必要です。

なお、11月までに途中辞退した場合は、変更できません。

2. 奨学金を繰上返還(全額又は一部)する方法について

- 期限(学内締切12月4日)までにリレー口座(振替用口座)に加入していることが前提です。

- 希望者は直接日本学生支援機構に申し込んでください。

- 申込期間より前(奨学金貸与中)に申し込むと処理されませんのでご注意ください。

(1) 在学期間中に繰上返還

<スカラネットパーソナルで申込>

区分	内容
申込期間	平成30年3月1日(木)午前8:00～3月14日(水)午前1:00
入金方法	口座振替
振替日	平成30年3月27日(火)
繰上返還した場合の利息 (第二種奨学金の場合)	利息はかかりません

※申込期間はあくまで予定です。申込の際は日本学生支援機構のホームページで確認してください。

<電話又は郵送又はFaxで申込>

区分	内容
申込期間	電話…平成30年3月上旬～中旬 郵送又はFax…平成30年2月奨学金振込後～2月末
入金方法	払込用紙
払込期限	平成30年3月30日(金)
繰上返還した場合の利息 (第二種奨学金の場合)	利息はかかりません

※「繰上返還申込書」は返還のてびき P60 (日本学生支援機構 HP にもあります)

※払込用紙は日本学生支援機構より送られてきます。

※申込先

- 郵送の場合：〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7
「独立行政法人日本学生支援機構 返還部 奨学事務センター」
- Fax の場合：03-6743-6683
- 電話の場合：0570-666-301 「奨学金返還相談センター」

(2) **卒業後返還開始まで**（平成 30 年 4 月 1 日～9 月 27 日）に**繰上返還**
 <スカラネットパーソナルで申込>

区 分	内 容
申込期間	繰上返還を希望する前月中旬～当月中旬
入金方法	口座振替
振 替 日	振替を希望した月の27日
繰上返還した場合の利息 (第二種奨学金の場合)	繰上返還する月までの利息がかかります

※金融機関との契約や暦の関係上、毎月締切日が異なります。実際の振替日は繰上返還申込の際に日本学生支援機構のホームページで確認してください。

※利息については、例えば平成 30 年 7 月 27 日に全額繰上返還する場合、又は一部繰上返還をする場合、どちらも平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 7 月 27 日分までの利息がかかります。

但し、一部繰上返還後の据置期間利息については、残元金に対して残りの据置期間分の利息を再計算し、全割賦金に均等に分割します。

なお、一部繰上返還後の振替開始は、平成 30 年 10 月のまま変わりません。

III. 貸与終了後の各種手続きについて

1 月 12 日（金）以降、下記の内容に変更が生じた場合は、平成 30 年 4 月中旬以降に、スカラネットパーソナル・郵送・Fax・電話、いずれかの方法で日本学生支援機構に、**そのつど必ず届出**をしてください。（返還のてびき裏面参照）

下記の★印は、スカラネットパーソナルで届出が出来ます。

- ★①奨学生本人の現住所・氏名・電話番号（自宅・携帯等）の変更
- ★②就職した又は勤務先の変更
- ★③連帯保証人・保証人・「本人以外の連絡先」の住所変更（人的保証、機関保証共通）
 - ④連帯保証人・保証人変更（人的保証）
- ★⑤本人以外の連絡先の変更（機関保証）
 - ⑥振替用口座（リレー口座）の変更…**就職後、給与が振り込まれる口座に変更すると便利です。**

その他、下記の内容に該当する場合は、返還のてびき（裏面）を参照し提出してください。

- 返還が困難になった・・・「奨学金減額返還願」・「奨学金返還期限猶予願」
 - *返還のてびき P22～P32,P65～69
- 複数の奨学金の返還期間を延長したい・・・「奨学金返還期間変更願」
 - *返還のてびき P20,P61
- 進学する・・・「在学届」…進学先の学校に入学後提出してください。
 - *返還のてびき P20～P21,P62～P63
- 留年する又は本学の大学に編入学する・大学院、短大専攻科に入学する
 - ※平成 30 年 4 月 5 日以降、「在学届」を学生指導課に提出してください。この届出により在学中に返還が開始することはありません。返還開始は、卒業後の 10 月からとなります。

IV. その他

- ① マニュアルにすべてを載せているわけではありません。詳細は「返還のてびき」や日本学生支援機構のホームページをご覧ください。
- ② 各種届出で用紙が必要な場合は、日本学生支援機構のホームページからダウンロードすることもできます。（リレー口座は除く）
- ③ 日本学生支援機構に問い合わせや連絡をする場合は、**必ず奨学生番号が必要です。**
- ④ 返還誓約書の控（採用時配布）、貸与奨学金返還確認票は「返還のてびき」**P72**に貼っておきましょう。

【参考】

日本学生支援機構のホームページで奨学金貸与・返還のシミュレーションができます。過去5年間の平均利率は、利率固定方式0.6%、利率見直し方式0.3%です。

<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

